

○薬事法施行令の一部を改正する政令の制定について

(昭和四五年一月一九日)

(薬発第四二号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

昭和四十四年十二月二十六日政令第三百十四号をもつて薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)の一部を改正する政令が別添のとおり制定され、即日施行されたが、その改正の趣旨及び内容並びにその施行にあたり留意すべき事項は左記のとおりであるので、御了知のうえ、関係各方面に対する周知徹底方宜しく御配意願いたい。

なお、本改正に伴い、「薬事法の施行について」(昭和三十六年二月八日薬発第四四号薬務局長通知)第六の2の(5)のウ及びエを廃止し、簡略試験の実施の取扱いは今後行なわないこととしたので、あわせて御了知願いたい。

記

第一 改正の趣旨

薬種商販売業の業務を行なっていた者が、店舗の新築若しくは改築又は土地収用等による移転などのために、新たに薬種商販売業の許可を申請する場合については、前掲薬務局長通知第六の2の(5)のエにより簡易な試験の実施が認められ、かつ、その不合格はほとんどないという実態に着目して今回の改正が行なわれたものであること。

第二 改正の内容

今回の改正の内容は、薬種商販売業の業務を行なうにつき必要な知識経験を有するかどうかについての試験を行なわないで都道府県知事が当該許可を与えることができる者として、大学において薬学に関する専門の課程を修了した者等のほかに、次の者を追加したこと。

ア 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十八条第二項の試験に合格した者

イ 八年以上薬種商販売業の業務を行なっていた者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

第三 施行にあたり留意すべき事項

1 第二のアについて

第二のアに掲げる者は、薬事法施行後、同法第二十八条第二項の試験に合格した者であるが、都道府県知事の行なう当該試験に合格した者である限り、当該都道府県以外の都道府県において薬種商販売業の許可を受けようとする場合についても、これに該当するものであること。

2 第二のイについて

都道府県知事が適当と認める場合は、新たに許可を受けようとする者(法人にあつては、その業務を行なう役員等)が、通算八年以上当該業務を行なっていたことがあり、業務廃止後一年を経過していないこと、又は許可申請前一年以内に医薬品の取扱い等に関して都道府県知事が適当と認める講習を受けていることにより、その者の知識経験について欠けるものがないと考えられる場合をいうものであること。

3 政令の適用について

施行日以前に薬種商販売業の許可申請を受理した者についても、改正後の規定によられたいこと。

4 事務手続について

ア 第二のア又はイに該当する者が、薬種商販売業の許可を申請する場合は、当該申請書に履歴書を添付させること。

イ 第二のア又はイに該当する事実が他の都道府県において発生したものであるときは、関係都道府県間において密接に連絡をとり、その確認にあたられたいこと。